

SHOW "No Action No-result"



ひったくり事件が県内で発生中 背後からバイクや自転車で接近し強引に手荷物を 奪っています

先月中旬の千葉県警察本部(以下、「県警本部」)からの通報によりますと、県内では最近、ひったくり事案が多発しています。犯人は、オートバイや自転車で被害者後方から接近し、追い抜きざまにバッグ類を強奪しています。

ひったくりに遭わない、遭いそうになっても盗まれない対策は以下の通りです。

- 人通りのある道(自分一人が狙われにくい道)を選んで歩く
- 周囲に注意する(ヘッドフォン・イヤフォン装着しながらの歩行や携帯電話を覗きながらの歩行は控えましょう)
- 自転車であれば、荷台やカゴにひったくり防止カバーを取り付ける



- バッグはたすき掛けにして追いはぎ行為を防止する、道の反対側(路端側)でバッグを着装する
- 被害者だけでなく発生場所周辺住民間で事件発生内容を共有する

- 県警察本部ホームページで昨年中の事案発生状況を把握できます:「千葉県警察本部」、「安全な暮らし」、「ひったくりに注意」のワード検索によりサイトを探しご覧ください



本紙はご要望あれば印刷紙面を増刷(但し白黒印刷です)いたしますし、町内掲示板掲載用にもカラー刷りで増刷をいたします。ご要望あれば下記までメールで「防犯情報しょうなん／臨時号外号 No.01 を住民配布、回覧用に〇枚希望。あるいは掲示板掲載用に〇枚希望」と記載され、お申込みください。掲示板掲載分は、ラミネート加工の要否もお知らせください。 申込先メール : boux2@kazakita.org

交通安全に十分ご注意ください

去る4月16日に、柏市高柳の公道で自動車と自転車の接触事故が発生、自転車に乗った60歳の男性が死亡しました。

これから本格的な行楽シーズンを迎え、市内路上交通量の更なる増加が見込まれます。また、約1月半後には見通しが悪くなる雨天の日が多くなる季節となりますので、交通安全に改めて配慮しましょう。



昨年7月の道路交通法改正で電動キックボードが運転免許なしで公道走行が可能となりました

2023年7月の道路交通法改正により、電動キックボードに関して、特定小型原動機付自転車(原付バイクから変更)の扱いとなり、主に以下のとおり、交通ルールが緩和されています。

- ・ 運転免許証は不要
- ・ ヘルメットの着装は努力義務に変更
- ・ 自転車道や路側帯の通行が可能
- ・ 公道運転ができるのは16歳以上
- ・ 法規違反を繰り返すと講習受講が義務
- ・ 条件付きで歩道の通行も認められる



今回の改正により、ほぼ自転車と同じような取り扱いとなりましたので、手軽に乗る人が増えてきます。一方で、飲酒や酒気帯び運転は厳罰となりますし、事故保険の加入もほぼ必須ですので、気をつけましょう。更に、自動車を運転する方は、自転車よりスピードが出やすいキックボードとの接触や衝突事故が起きないように、運転時の細心の注意が求められています。(本号はこれでおわり)